

森林法施行細則の一部を改正する規則

○森林法施行細則（平成二十二年千葉県規則第四十八号）に関する資料

改正後	改正前
<p>森林法施行細則 平成二十二年九月二十八日 規則第四十八号</p>	<p>森林法施行細則 平成二十二年九月二十八日 規則第四十八号</p>
<p>改正 平成二三年 三月一日規則第 平成二三年一二月二七日規則第 一一号 一二二号 平成二五年 三月二九日規則第 平成三〇年 七月三十一日規則第 六七号 五〇号</p>	<p>改正 平成二三年 三月一日規則第 平成二三年一二月二七日規則第 一一号 一二二号 平成二五年 三月二九日規則第 平成三〇年 七月三十一日規則第 六七号 五〇号</p>
<p>森林法施行細則 (趣旨)</p>	<p>森林法施行細則 (趣旨)</p>
<p>第一条 この規則は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号。以下「法」という。）の施行に関し、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）及び森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第一条 この規則は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号。以下「法」という。）の施行に関し、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）及び森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(開発行為の許可の申請書に添付すべき書類等)</p>	<p>(開発行為の許可の申請書に添付すべき書類等)</p>
<p>第二条 省令 <u>第四条第一号</u> に規定する位置図は、開発行為に係る森林の位置を明示した縮尺二万五千分の一以上の地形図とする。</p>	<p>第二条 省令 <u>第四条</u> に規定する位置図は、開発行為に係る森林の位置を明示した縮尺二万五千分の一以上の地形図とする。</p>
<p>2 省令 <u>第四条第一号</u> に規定する区域図は、次の各号に掲げる事項を明示した縮尺三千分の一以上の図面とする。</p>	<p>2 省令 <u>第四条</u> に規定する区域図は、次の各号に掲げる事項を明示した縮尺三千分の一以上の図面とする。</p>
<p>一 開発行為の目的となる事業の区域（以下「事業区域」という。） 二 開発行為に係る森林の土地の区域 三 事業区域及びその隣接の地域における市町村の名称及び境界、市町村の区域内の町又は字の名称及び境界並びに土地の地番及び筆界 四 事業区域及びその隣接の地域における地形、住宅、農地及び道路、河川、水路その他の公共の用に供する施設</p>	<p>一 開発行為の目的となる事業の区域（以下「事業区域」という。） 二 開発行為に係る森林の土地の区域 三 事業区域及びその隣接の地域における市町村の名称及び境界、市町村の区域内の町又は字の名称及び境界並びに土地の地番及び筆界 四 事業区域及びその隣接の地域における地形、住宅、農地及び道路、河川、水路その他の公共の用に供する施設</p>
<p>3 省令 <u>第四条第二号</u> に規定する計画書は、次の各号に掲げるものとする。ただし、開発行為の目的となる事業の内容により必要がないと知事が認める場合にあっては、その一部を省略することができるものとする。</p>	<p>3 省令 <u>第四条第一号</u> に規定する計画書は、次の各号に掲げるものとする。ただし、開発行為の目的となる事業の内容により必要がないと知事が認める場合にあっては、その一部を省略することができるものとする。</p>
<p>一 事業計画概要説明書（別記第一号様式） 二 土地利用計画明細書（別記第二号様式） 三 土地利用計画平面図 四 森林調書（別記第三号様式）</p>	<p>一 事業計画概要説明書（別記第一号様式） 二 土地利用計画明細書（別記第二号様式） 三 土地利用計画平面図 四 森林調書（別記第三号様式）</p>

- 五 求積図
- 六 防災施設等計画平面図
- 七 切土盛土計画平面図
- 八 計画縦横断面図
- 九 土量計算書
- 十 流域現況図
- 十一 排水施設計画平面図
- 十二 防災施設等設計図
- 十三 防災施設等設計根拠資料（擁壁、えん堤、排水路、調節池その他の防災施設並びに導水路及び貯水池（以下「防災施設等」という。）の構造及び規格に係る計算書、擁壁、えん堤及び盛土に係る安定計算書、排水路及び導水路に係る流量計算書、えん堤及び調節池に係る洪水調節容量計算書その他の防災施設等（仮設の防災施設等を設置する場合にあっては、当該仮設の防災施設等を含む。）の設計の根拠を示した基礎資料をいう。）
- 十四 緑化計画書（別記第四号様式）
- 十五 森林現況図
- 十六 緑化計画図
- 十七 緑化仕様図
- 十八 残置森林等の保全管理計画書（別記第五号様式）
- 十九 工程表（別記第六号様式）
- 二十 施工計画書（施工の体制、緊急時における連絡体制、工事に使用する資機材及び工種ごとの施工方法を記載した書類をいう。）
- 二十一 中期事業計画書（砂利・岩石・土採取）（別記第七号様式）
- 二十二 防災施設等の維持管理計画書
- 二十三 建築物その他の構造物の概要図
- 二十四 地番一覧表（別記第八号様式）
- 二十五 公図集合図
(削る)
- 二十六 資金計画書（別記第九号様式）
- 二十七 工事施工者の能力に関する書類
- 二十八 宣誓書（別記第十号様式）
- 二十九 その他知事が必要と認める書類

4 前項第三号、第五号から第七号まで、第十一号、第十五号、第十六号及び

- 五 求積図
- 六 防災施設等計画平面図
- 七 切土盛土計画平面図
- 八 計画縦横断面図
- 九 土量計算書
- 十 流域現況図
- 十一 排水施設計画平面図
- 十二 防災施設等設計図
- 十三 防災施設等設計根拠資料（擁壁、えん堤、排水路、調節池その他の防災施設並びに導水路及び貯水池（以下「防災施設等」という。）の構造及び規格に係る計算書、擁壁、えん堤及び盛土に係る安定計算書、排水路及び導水路に係る流量計算書、えん堤及び調節池に係る洪水調節容量計算書その他の防災施設等の設計の根拠を示した基礎資料をいう。）
- 十四 緑化計画書（別記第四号様式）
- 十五 森林現況図
- 十六 緑化計画図
- 十七 緑化仕様図
- 十八 残置森林等の保全管理計画書（別記第五号様式）
- 十九 工程表（別記第六号様式）
- 二十 施工計画書（施工の体制、緊急時における連絡体制、工事に使用する資機材及び工種ごとの施工方法を記載した書類をいう。）
- 二十一 中期事業計画書（砂利・岩石・土採取）（別記第七号様式）
- (新設)
- 二十二 建築物その他の構造物の概要図
- 二十三 地番一覧表（別記第八号様式）
- 二十四 公図集合図
- 二十五 法第十条の二第一項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）の信用及び資力に関する書類
- 二十六 資金計画書（別記第九号様式）
- 二十七 工事施工者の能力に関する書類
- 二十八 宣誓書（別記第十号様式）
- 二十九 その他知事が必要と認める書類

4 前項第三号、第五号から第七号まで、第十一号、第十五号、第十六号及び

第二十五号に掲げる計画書は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める事項を明示した縮尺三千分の一以上の図面とする。

図面の種類	事項
土地利用計画 平面図	事業区域、開発行為に係る森林の土地の区域、残置森林等（事業区域内の森林のうち開発行為に係る森林以外のもの（以下「残置森林」という。））、事業区域内に造成する森林（以下「造成森林」という。）又は事業区域内に造成する緑地（以下「造成緑地」という。）をいう。以下同じ。）の土地の区域、施設又は工作物の位置及び形状、斜面の傾斜方向、小段の位置その他の土地利用に関する計画
求積図	事業区域の土地の地積、地番及び筆界並びに残置森林等の土地の区域
防災施設等計画 平面図	防災施設等の位置、用途及び形状
切土盛土計画 平面図	切土又は盛土の形態別の施工に係る区域、土量及び工法並びに土を運搬する方向
排水施設計画 平面図	排水施設の位置、種類、形状、材質、規格、勾配、流水の方向、放流口の位置及び放流先の名称並びに排水施設ごとの集水区域の境界及び面積
森林現況図	林種、林齢並びに樹種及び樹高
緑化計画図	事業区域の土地の形状及び残置森林等の土地の区域
公図集合図	事業区域及びその隣接の地域における土地の地番及び筆界

第二十四号に掲げる計画書は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める事項を明示した縮尺三千分の一以上の図面とする。

図面の種類	事項
土地利用計画 平面図	事業区域、開発行為に係る森林の土地の区域、残置森林等（事業区域内の森林のうち開発行為に係る森林以外のもの（以下「残置森林」という。））、事業区域内に造成する森林（以下「造成森林」という。）又は事業区域内に造成する緑地（以下「造成緑地」という。）をいう。以下同じ。）の土地の区域、施設又は工作物の位置及び形状、斜面の傾斜方向、小段の位置その他の土地利用に関する計画
求積図	事業区域の土地の地積、地番及び筆界並びに残置森林等の土地の区域
防災施設等計画 平面図	防災施設等の位置、用途及び形状
切土盛土計画 平面図	切土又は盛土の形態別の施工に係る区域、土量及び工法並びに土を運搬する方向
排水施設計画 平面図	排水施設の位置、種類、形状、材質、規格、勾配、流水の方向、放流口の位置及び放流先の名称並びに排水施設ごとの集水区域の境界及び面積
森林現況図	林種、林齢並びに樹種及び樹高
緑化計画図	事業区域の土地の形状及び残置森林等の土地の区域
公図集合図	事業区域及びその隣接の地域における土地の地番及び筆界

5 第三項第八号、第十号、第十二号、第十七号、第二十三号に掲げる計画書は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める事項を明示した図面とする。

図面の種類	事項
計画縦横断面図	切土又は盛土をする前後の土地の形状、寸法、高さ、勾配及び土質並びにのり面の保護の方法
流域現況図	流域の地形、土地利用の実態、河川の状況及び河川等の管理者名
防災施設等設計図	防災施設等の規格、寸法、勾配、材料及び名称

5 第三項第八号、第十号、第十二号、第十七号、第二十二号に掲げる計画書は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める事項を明示した図面とする。

図面の種類	事項
計画縦横断面図	切土又は盛土をする前後の土地の形状、寸法、高さ、勾配及び土質並びにのり面の保護の方法
流域現況図	流域の地形、土地利用の実態、河川の状況及び河川等の管理者名
防災施設等設計図	防災施設等の規格、寸法、勾配、材料及び名称

緑化仕様図	造成森林の場合にあつては植栽に係る一ヘクタール当たりの樹高別の本数及び樹種、造成緑地の場合にあつては種子吹付け、張芝その他の緑化の方法
建築物その他の構造物の概要図	建築物その他の構造物に係る敷地面積、使用目的、形状、規格及び寸法

6 第三項第二十七号に掲げる計画書は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める書類とする。

(削る)	工事 施工 者	書類
(削る)		
(削る)	個人	住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていることを証する書類、所得税に関する納税証明書、事業実施体制を示す書類並びに工事経歴書
	法人	定款又は寄附行為、登記事項証明書、建設業法第三条第一項の許可を受けていることを証する書類、法人税に関する納税証明書、事業実施体制を示す書類

緑化仕様図	造成森林の場合にあつては植栽に係る一ヘクタール当たりの樹高別の本数及び樹種、造成緑地の場合にあつては種子吹付け、張芝その他の緑化の方法
建築物その他の構造物の概要図	建築物その他の構造物に係る敷地面積、使用目的、形状、規格及び寸法

6 第三項第二十五号及び第二十七号に掲げる計画書は、次の表の上欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める書類とする。

計画書	申請者又は工 事施工者	書類
申請者の 信用及び 資力に関 する書類	個人	住民票の写し、所得税に関する納税証明書及び事業経歴書
	法人	定款又は寄附行為、財務諸表等（申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類をいう。以下同じ。）、法人税に関する納税証明書、事業経歴書及び印鑑登録証明書
	法人でない団 体	財務諸表等及び事業経歴書
工事施工 者の能力 に関する 書類	個人	住民票の写し及び工事経歴書
	法人	定款又は寄附行為、登記事項証明書及び工事経歴書

	及び工事経歴書
法人でない団体	代表者の氏名及び規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、 <u>建設業法第三条第一項の許可を受けていることを証する書類、事業実施体制を示す書類、財務諸表等（申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該団体の財務の状況を明らかにすることができる書類をいう。以下同じ。）並びに</u> 工事経歴書

法人でない団体	代表者の氏名及び規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 <u>並びに</u> 工事経歴書

7 森林を一時的に利用する事業を目的とする開発行為（以下「一時転用」という。）の場合には、当該事業の実施に係る計画及び事業の終了後に係る計画に関して、それぞれの計画ごとに作成し、提出するものとする。

8 省令第四条第三号の書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 林地開発行為同意書（別記第十一号様式）
- 二 前号の書類により同意をした者の印鑑登録証明書
- 三 事業区域内の土地の登記事項証明書
一部改正〔平成二五年規則六七号〕

9 省令第四条第六号の書類は、次の表の上欄に掲げる申請者（法第十条の二第一項の許可を受けようとする者をいう。）の区分に応じ、同表の下欄に定める書類とする。

申請者	書類
個人	所得税に関する納税証明書及び事業経歴書
法人	定款又は寄附行為、財務諸表等、法人税に関する納税証明書、事業経歴書及び印鑑登録証明書
法人でない団体	財務諸表等及び事業経歴書

（変更の許可の申請）

第三条 法第十条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る開発行為の変更をする場合（同項の許可を受けなければならない場合に限る。）の申請書の様式は、林地開発変更許可申請書（別記第十二号様式）とする。

2 前項の場合において、前条第一項から第三項までに規定する書類及び図面は、当該許可に係る開発行為の変更を明らかにした書類又は図面とする。この場合において、当該変更に係る書類又は図面以外のものの提出を省略することができる。

（経由）

7 森林を一時的に利用する事業を目的とする開発行為（以下「一時転用」という。）の場合には、当該事業の実施に係る計画及び事業の終了後に係る計画に関して、それぞれの計画ごとに作成し、提出するものとする。

8 省令第四条第二号の書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 林地開発行為同意書（別記第十一号様式）
- 二 前号の書類により同意をした者の印鑑登録証明書
- 三 事業区域内の土地の登記事項証明書
一部改正〔平成二五年規則六七号〕

（新設）

（変更の許可の申請）

第三条 法第十条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る開発行為の変更をする場合（同項の許可を受けなければならない場合に限る。）の申請書の様式は、林地開発変更許可申請書（別記第十二号様式）とする。

2 前項の場合において、前条第一項から第三項までに規定する書類及び図面は、当該許可に係る開発行為の変更を明らかにした書類又は図面とする。この場合において、当該変更に係る書類又は図面以外のものの提出を省略することができる。

（経由）

第四条 申請書並びに第二条及び前条に規定する書類及び図面は、開発行為に係る森林の土地の区域を所管区域とする林業事務所（二以上の林業事務所の所管区域にわたる開発行為に係る森林の土地の区域に係る書類及び図面にあつては、当該区域のうち最も広い区域を所管区域とする林業事務所）の長を経由して提出するものとする。

一部改正〔平成二三年規則一一号〕

（提出部数）

第五条 第二条及び第三条第二項に規定する書類及び図面の提出部数は、正本を一部とし、副本を開発行為に係る森林の土地の区域が所在する市町村の数に当該区域を所管区域とする林業事務所の数を加えた数から一を差し引いた部数とする。

2 前項の規定にかかわらず、開発行為に係る森林の土地の区域の面積が十ヘクタール以上である場合にあっては、同項の書類及び図面の副本の提出部数は、同項に定める部数に一を加えたものとする。

一部改正〔平成二三年規則一一号〕

附 則

この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月十一日規則第十一号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の森林法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十三年十二月二十七日規則第二百二十二号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の森林法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十五年三月二十九日規則第六十七号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年七月三十一日規則第五十号）

第四条 申請書並びに第二条及び前条に規定する書類及び図面は、開発行為に係る森林の土地の区域を所管区域とする林業事務所（二以上の林業事務所の所管区域にわたる開発行為に係る森林の土地の区域に係る書類及び図面にあつては、当該区域のうち最も広い区域を所管区域とする林業事務所）の長を経由して提出するものとする。

一部改正〔平成二三年規則一一号〕

（提出部数）

第五条 第二条及び第三条第二項に規定する書類及び図面の提出部数は、正本を一部とし、副本を開発行為に係る森林の土地の区域が所在する市町村の数に当該区域を所管区域とする林業事務所の数を加えた数から一を差し引いた部数とする。

2 前項の規定にかかわらず、開発行為に係る森林の土地の区域の面積が十ヘクタール以上である場合にあっては、同項の書類及び図面の副本の提出部数は、同項に定める部数に一を加えたものとする。

一部改正〔平成二三年規則一一号〕

附 則

この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月十一日規則第十一号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の森林法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十三年十二月二十七日規則第二百二十二号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の森林法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十五年三月二十九日規則第六十七号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年七月三十一日規則第五十号）

この規則は、平成三十年八月一日から施行する。

別記

第一号様式

(第二条第三項第一号)

第二号様式

(第二条第三項第二号)

第三号様式

(第二条第三項第四号)

第四号様式

(第二条第三項第十四号)

全部改正〔平成30年規則50号〕

第五号様式

(第二条第三項第十八号)

一部改正〔平成二三年規則一一号〕

第六号様式

(第二条第三項第十九号)

第七号様式

(第二条第三項第二十一号)

第八号様式

(第二条第三項第二十四号)

第九号様式

(第二条第三項第二十六号)

第十号様式

(第二条第三項第二十八号)

一部改正〔平成23年規則122号〕

第十一号様式

(第二条第八項第一号)

第十二号様式

(第三条第一項)

この規則は、平成三十年八月一日から施行する。

別記

第一号様式

(第二条第三項第一号)

第二号様式

(第二条第三項第二号)

第三号様式

(第二条第三項第四号)

第四号様式

(第二条第三項第十四号)

全部改正〔平成30年規則50号〕

第五号様式

(第二条第三項第十八号)

一部改正〔平成二三年規則一一号〕

第六号様式

(第二条第三項第十九号)

第七号様式

(第二条第三項第二十一号)

第八号様式

(第二条第三項第二十三号)

第九号様式

(第二条第三項第二十六号)

第十号様式

(第二条第三項第二十八号)

一部改正〔平成23年規則122号〕

第十一号様式

(第二条第八項第一号)

第十二号様式

(第三条第一項)